

大気汚染防止法の一部を改正する法律案について

浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントによる大気汚染の防止のため、揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制対策を行う

大気汚染の現状：

浮遊粒子状物質

呼吸器に影響

光化学オキシダント

目等の
粘膜を刺激

- ・ 環境基準達成率が改善されていない
一般環境大気測定局 52.6%
自動車排出ガス測定局 34.3%
(平成 14 年度測定結果)
- ・ 注意報等発令日数は昭和 50 年代
初期レベル
- ・ 近年、被害者は年に千数百人

揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制の必要性：

- ・ 製品塗装施設、化学製品乾燥施設、印刷施設、石油タンク等から排出
- ・ 浮遊粒子状物質の原因物質であり、固定発生源から排出されるものの中では最大の寄与割合（約 1 割）
- ・ 窒素酸化物とともに光化学オキシダントの原因物質
- ・ 欧米各国において代表的な大気汚染物質として法律に基づき規制

大気汚染防止法改正案の概要

1 対象施設

工場・事業場に設置される施設で、VOCの排出量が多いためにその規制を行うことが特に必要なものを排出規制の対象とする。

2 施策の指針

VOCの排出規制と事業者の自主的取組とを適切に組み合わせて、効果的な排出抑制を図る。

3 排出規制

対象施設の都道府県知事への届出
排出口からの排出濃度による規制基準の遵守

4 その他

事業者の責務等について規定